

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	分班	地目	面積	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	松江市宍道町上来待	2778-1	711	はに	8 27外1	山林	0.0455	スギ・ザツ・その他広 (スギ)	36～52 (52)			別添3参照	—	
2	同上	2784-1	711	に	23外1	山林	0.0433	スギ・ザツ・その他広 (スギ)	52～67 (52)			同上	—	
3	同上	2785-2	711	に	23外1	山林	0.0412	スギ・ザツ・その他広 (スギ)	52～67 (52)			同上	—	
4	同上	2786-1	711	に	23外1	山林	0.1278	スギ・ザツ・その他広 (スギ)	52～67 (52)			同上	—	
5	同上	2789-1	711	に	1外3	山林	0.0699	スギ・ザツ・その他広 (スギ)	36～67 (52)			同上	—	
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住所 島根県松江市乃白町219番地

松江森林組合 代表理事組合長 中谷 喜久雄

権利の設定をする市町村（乙）

住所 島根県松江市末次町86番地

松江市長 上定 昭仁

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
 - 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。
 - 当該経営管理実施権配分計画の対象森林のうち、1筆の一部について経営管理実施権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	分班	
松江市 宍道町 上来待	2778-1	711	は に	8 27外1	<p>○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生程度となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、一貫作業によりスギ・コンテナ苗を2,000本/haの密度で植え付けるものとする。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回を実施するものとする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
同上	2784-1	711	に	23外1	
同上	2785-2	711	に	23外1	
同上	2786-1	711	に	23外1	
同上	2789-1	711	に	1外3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在	地番	林班	小班	分班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が主伐を実施するために要した経費とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が木材を販売するために要した経費とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、見積り時点で有効な島根県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	松江市 宍道町 上来待	2778-1	711	は に	8 27外1	
	同上	2784-1	711	に	23外1	
	同上	2785-2	711	に	23外1	
	同上	2786-1	711	に	23外1	
	同上	2789-1	711	に	1外3	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	分班		<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
松江市 宍道町 上来待	2778-1	711	は に	8 27外1		
同上	2784-1	711	に	23外1		
同上	2785-2	711	に	23外1		
同上	2786-1	711	に	23外1		
同上	2789-1	711	に	1外3		

令和 8 年 3 月 13 日

松江市長 上定 昭仁 様

所在地 松江市乃白町 2 1 9 番地

名称 松江森林組合

代表者名 代表理事組合長 中谷 喜久雄 (印)



下記森林について経営管理実施権の設定を希望するため、下記のとおり提案いたします。

記

1 経営管理実施権設定候補森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2778-1	711 は 8 外 2	山林	0.0455	2036 年 3 月 31 日 まで
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2784-1	711 に 23 外 1	山林	0.0433	2036 年 3 月 31 日 まで
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2785-2	711 に 23 外 1	山林	0.0412	2036 年 3 月 31 日 まで
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2786-1	711 に 23 外 1	山林	0.1278	2036 年 3 月 31 日 まで
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2789-1	711 に 1 外 3	山林	0.0699	2036 年 3 月 31 日 まで

2 希望する経営管理実施権の存続期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 8 年 3 月 3 1 日

3 実施する経営管理の内容

森林作業道の開設

スギ人工林を伐採し搬出する。主伐後はスギのコンテナを 2 0 0 0 本/h a 植栽する。

植栽後は 5 年間の下刈を実施する。

生育等の状況確認のため年 1 回、見回りを実施する。

4 提案内容

別紙企画書のとおり

5 その他

なし



以上

企画提案書

記載事項		記載内容
森林所有者に支払う金額		5,000円 *所有者への支払い金額は、別添見積書のとおり
木材販売収益の安定・向上		合板用を主体とし、日新またはNLの合板工場に出材するほか、市内製材所等販売先の動向を注視し、高値販売ができる取引先へ出荷する。
森林経営計画の策定予定の有無		当該森林が所在する宍道町来待地区の区域計画は、すでの策定済みで、経営管理実施権が設定されれば、速やかに当該区域計画へ編入する。
着実な実施	実施体制	市内の素材生産事業者と伐採及び再造林の連携協定を締結し、これまで複数の事業地で連携作業を実施している。 造林・保育事業には当組合の直営班（1班4名）で施業にあたることとしている。
	実績	木材生産量3,221m ³ 、植栽面積26ha、保育面積102ha 搬出間伐面積2ha、森林作業道開設延長5,175m
地域への貢献度	事務所の所在	松江市乃白町219番地
	地元住民の雇用	職員・林業技術班員数41名　うち松江市内居住者40名
技術的な提案		当該地はⅧ齢級程度のスギの人工林で、面積が0.32haと小規模である。水田跡地に植栽されており、生長はよいが林分密度は少し疎らである。 木材の出材量は見込まれるが、水田跡地であることから真黒等形質は必ずしも良いものとは考えられず、主に合板用として出材する見込みである。 工期は渇水期にあたる8月から伐採を行い地拵、植栽を行い11月には完了する計画である。 山行苗は2000本/ha植えてコンテナ苗を使用し、活着率を高める。

見 積 書

1. 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班・分班	地目	面積 (h a)	樹種	林齢	経営管理の内容
1	松江市宍道町上来待 2778-1	711は8外2	山林	0.33	スギ	45	皆伐・植栽・下刈
2	〃 2784-1	711に23外1	山林				
3	〃 2785-2	〃	山林				
4	〃 2786-1	〃	山林				
5	〃 2789-1	711に1外3	山林				

2. 経営管理実施権配分計画の存続期間中に森林所有者に支払う金銭の額等の合計

(主伐)

	金額 (円)	備 考
森林所有者に支払う金銭	5,000	

(間伐)

	金額 (円)	備 考
森林所有者に支払う金銭	0	

3. 実施する経営管理等の見積もり

(①主伐)

≪対象森林：同上≫

【収入】

	見積額 (円)	見込み材積 (m ³)	単価 (円/m ³)
木材の販売収益	896,000	140	6400

【費用】

	見積額 (円)	備 考
伐採経費	670,000	伐採～造材～土場への集積
搬出経費	90,000	土場から出荷先への運搬
販売経費	84,000	販売手数料等
(補助金)	0	
計 (補助金を差し引いた額)	844,000	

(②地拵え・植栽)

≪対象森林：同上≫

【費用】

	見積額 (円)	備 考
地拵え・植栽経費	284,000	
苗代金	172,000	スギコンテナ苗 (660本)
小計	456,000	
(補助金)	438,000	(造林補助事業+民有林整備事業)
計 (補助金を差し引いた額)	18,000	

(③下刈り (5回実施))

≪対象森林：同上≫

【費用】

	見積額 (円)	備 考
下刈経費	410,000	82000円×5年間
(補助金)	390,000	(造林補助事業+民有林整備事業)
計 (補助金を差し引いた額)	20,000	

【費用】

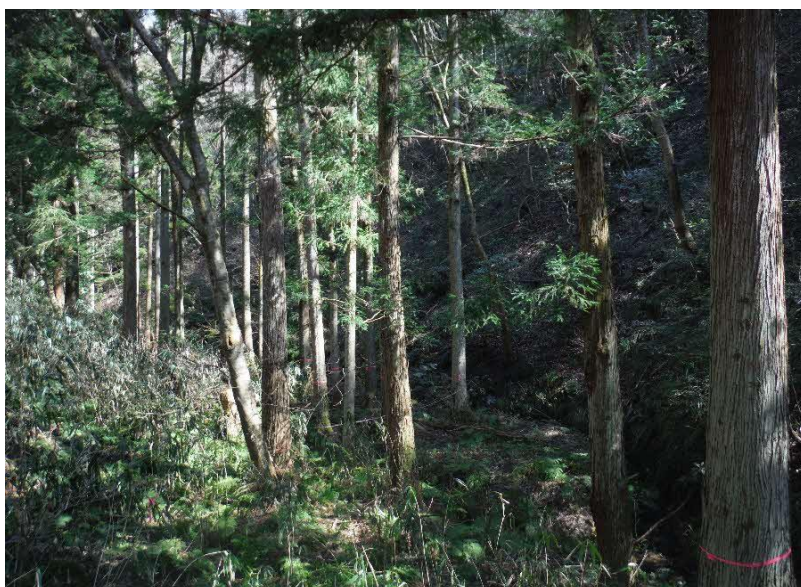
	見積額 (円)	備 考
森林保険	9,000	* 1年時 5年分 一括払い (概算)
計	9,000	

所在地 松江市宍道町上来待 2 7 7 8 - 1 ほか

《遠景》



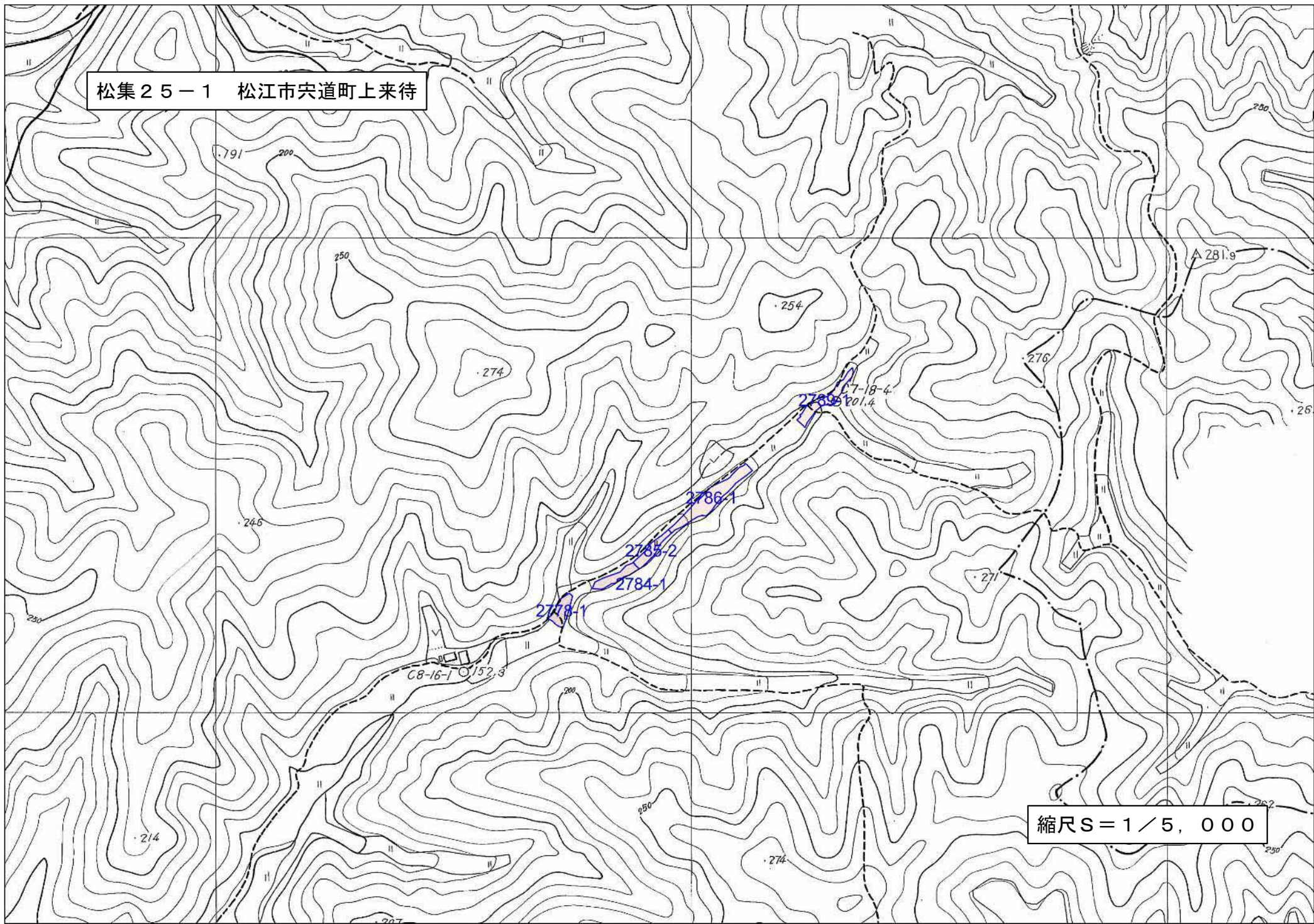
《近景》



【考察】

- ・当該地は水田跡地における造林地で、スギの生長は良好であるが、肥沃地であることから、真黒な材が多く出ることが懸念され、材価が下がること予想される。
- ・また、当該地は水はけが悪く、作業道開設時に於いて軟弱な地盤であることが予測されるため作業の補強をしながら開設することが望ましい。
- ・工期は渇水期にあたる8月から作業を行い11月完了を目途に施業にあたる。
- ・山行苗は2000本/ha植えてコンテナ苗を使用し、活着率を高める。

松集 25-1 松江市宍道町上来待



縮尺 S = 1 / 5,000

松集 25-1 松江市宍道町上来待

274

C7-18-4

2789-① 201.4

2786-1

2785-2

2784-1

2778-1

152.3

縮尺 S = 1 / 2,000

